

# 産業建設常任委員会記録

令和2年7月31日

【開催日】 令和2年7月31日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時12分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課主任 主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【参考人】

深井篤

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

---

午前10時 開会

---

中村博行委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開

催いたします。今日の審査内容はお手元にありますように山陽小野田市地方卸市場についてであります。最初に前回の委員会で宿題と申しますか、課題を執行部のほうに投げ掛けております。その件について最初にやっつけようと思います。最初に現在の市場の状況をどのようにしていくのかということでフローチャートを作っていただいていますので、この辺りから説明しただきたいと思います。

森山喜久委員 資料の追加をお願いしたいと、市場条例の新しいやつを配付していただきたいなと思います。この後の質疑にあったほうがいいので。逆に、説明していただいている間にコピーができるのかなというふうに思ったので。

中村博行委委員長 フローチャートの説明をお願いします。

川崎経済部次長 それではA3の資料になりますが、市場の方向性という資料を渡しておりますので御説明させていただきます。まず6月29日を期限として卸売業者を公募いたしました。応募がありませんでしたのでフローチャートの下のところのなしというところから、今後の方向性について、市長協議を進めてきたところでございます。7月28日、市場の関係者に御案内いたしまして、説明会を開催させていただきました。この内容につきましては、また後ほど御説明をさせていただきますが、市場の関係者から、かなり厳しい御意見、また市場の卸売業者の倒産等について説明をというような意見もございましたし、また存続というような意見もございました。後ほど詳細について説明させていただきます。それから、この説明会をすることに当たりまして皆様方に市場の運営を今後お任せしたいというようなお話をさせていただき、それを8月の末を一つの区切りとして皆様の意向を確認をしたいということで御提案させていただきます。上のところにありますけれども、民間市場活動意向ありというところに沿っていきますと、意向があるってところから、今度はそれを複数の提案があったり一つの提案があったりしま

すが、それをまた皆様方にいろいろ内容を確認する中で進めてまいりたいと思っております。意向がない場合につきましてはそのまま皆様方に、最終的には意向を確認をしていくわけですけれども、どうしてもないということになれば意向を踏まえまして、9月に市の方針、方向案を決定していきたいというふうに思っております。協議会のほうに市の方針案について、各委員さんの御意見をお伺いしたいというふうに考えております。意見を踏まえまして市の方針の決定ということで考えております。

12月の議会で地方卸売市場条例の廃止、それから、市場管理条例の制定と、その後令和3年4月に新たな民間市場の活動が開始するということでお示しをしております。一方下のほうで意見がないというところでありましたら、今度その市有財産についてほかの用途で活用できないかということをして市役所の内部で検討してまいりたいというふうに思っております。市で検討する中で、同じように12月の議会において今の地方卸売市場の条例の廃止の時期については、令和3年3月末ということを一応頭の中に入れております。地方卸売市場条例の廃止に伴いまして、今度市の活用案があればその活用案に従って活用していくと。活用がなければ売却等を今後考えていくということでございます。一番下にありますものが、今年6月21日に法改正がありましたが、その前に市長の代行業務として、仲卸業者さんが業務をしておられました。市場の取引について現在ずっと継続をしていただいております。これを引き続き仲卸業者さんが継続をしていただく意向があれば継続ができますし、仲卸業者さんがもうやらないということになれば、そこで市場の活動が一旦中止になるのかなというふうに思っておりますので、市といたしましては市場の活動は仲卸業者さんが市場の活動取引をやられる限りにおいては、一定期間はやっていただこうというふうに思っております。

中村博行委員長 説明は前回の内容を踏まえた中で図式になったものですが、これについて質問ある方はお願いします。取りあえずこのフローについて。それでは次に、加古川市の資料があると思うんですが、これについて説明してください。

川崎経済部次長 それでは、資料A4の加古川市地方卸売市場の聞き取り概要ということで資料を御覧ください。まず3月26日に兵庫県の加古川市地方卸売市場に農林水産課職員3名が視察に行きました。この市場は卸売業者が破産したため、仲卸業者が卸売業の代行業務を実施しております。また、卸売業者の公募をしていましたが、結果としては公募がなかったんですけれども、公募しておられたということから参考とするために視察を実施したものでございます。以上でございます。

中村博行委員長 この点で特に参考になった点というのがあれば。

川崎経済部次長 参考になった点といたしましては、募集要項等を作成しておられたので、募集要項については参考にさせていただきました。実際、募集要項を参考にさせていただいたんですが、要件が卸売業務を3年以上行っていることっていうのがあったんですが、山陽小野田市で公募したもののについては卸売業務だけではなく、仲卸業務、売買参加者そういう経験が3年以上あればというところで緩和をさせてもらったというところがありますが、募集要項なんかはかなり参考になったのかなと思います。

中村博行委員長 この点について質疑を求めます。

藤岡修美副委員長 3月26日現在で卸売業者の応募がゼロということですけど、これは現在もそういう状況なんですか。

川崎経済部次長 今はもう募集期間が終わって公募がなかったということから一定期間をもって廃止をするという方針を今示しておられます。

宮本政志委員 今の説明の後の一番下の今後についてなんですけど、条件をどの程度厳しくするか緩めるか検討が必要であるって書いてありますよね。そうすると検討が必要であるってことは何らか具体的にこの辺りは厳し

くしたほうがいいんじゃないかとか、この辺りは緩めるのかっていうのはどういったところを感じられたんですか。

川崎経済部次長 まず1点は応募要件の中で、先ほど申しました加古川市については卸売業者の経験が3年以上ということだったんですが、うちは卸売業者ということになれば限られますし、今もしかしたら市内でもそういう手を挙げられる方が見込まれるんじゃないかなろうかというところもあったし、小野田中央青果の破産に至った内容等も今後失敗がないようにということもあったり、総合的な要件の検討の中で卸売業務、仲卸業務、売買参加者の経験が3年以上あることっていうことで、加古川市とは違い、緩和したというところが1点。それから、いろいろ財務諸表を提出してもらおう中で、これは審査の段階になるんですが、経営としてしっかりしたものがなければならぬということからそういう審査のための資料を提出してもらおう要件、それから、審査員として中小企業診断士も入っていただきながら審査も予定をしておりました。それから将来のビジョンと言いますか、計画もしっかり立ててもらおうということから、そういう計画を提出してもらおう中で、面接によってその辺を審査していきたいというふうには予定をしておりました。

宮本政志委員 ということは厳しくするっていうのは感じませんので、更に緩めていくっていう前提で、今おっしゃった以外にもこういったところは緩めていかんと厳しいのかなっていうことは感じておられるんでしょうか。それ以外は検討をする材料としてはないんですか。

川崎経済部次長 これはまた先ほどのフローチャートのほうにも戻るのかも分かりませんが、この加古川市の視察によって市が開設者として募集をしました。結果として手を挙げられるところがなかったということから、市が例えば開設者としていろいろな取引のルールを作りましてそれに基づいて市場活動を行っていくということがかなりハードル自体が高いのかなという気がして、法の改正の背景も第三者販売なんかもかなり緩和

されてそういう取引も可能ではないかということから法改正があったんですけども、市の条例も審議していただきましたが、それも今までの活動内容、形態、卸売業者がおられて仲卸業者がおられて売買参加者がおられてという形態を継続するとかそこを大事にしながら条例制定をしたつもりであったんですが、なかなかそのことがかえって手を挙げるのが難しかったのかなと思っておりますので、これからは民間の皆様方にお任せして、割と裁量を皆様方に持っていていただきながら進めていったほうが、もしかしたら手を挙げられる方がおられるのかなと思って、フローチャートでお示したような流れでいこうというふうに考えています。

宮本政志委員　ということは今から大前提は民間の方々の御意見をしっかり聞いて、とにかく反映させていきますよと。そういう受け止め方でいいんですね。

川崎経済部次長　そうでございます。

岡山明委員　もう一度今の確認ということで加古川市に研修に行かれて、6月25日までに公募ということで、前回の委員会の話では公設市場は廃止するということが市が決定したと。そういう状況になると、加古川市で聞き取りの状況があるけど、結果として公設市場の廃止という形になりましたので、有効な研修にはならなかったということですか。

川崎経済部次長　公募によって募集がなかったものの公募は5月15日からスタートしたわけなんですけど、加古川市に行ったことによって今後の市場についてかなり参考になったというふうに思っています。結果的には加古川市の募集要項を参考にいたしましたけど、緩和をして山陽小野田市も公募しましたが、募集は1件もなかったんですけども行ったことが無駄ではなかったというふうに思っています。かなり参考になりました。

宮本政志委員 先ほどの続きなんですけど、先ほどの条件とかいろいろ見直していきますよって言われましたよね。そうすると使用料とか今から金銭面の条件というのも緩めていくと。つまり、受け手の人たちの負担を減らしていくと、そういったことも十分検討材料の中にあるということではないですか。

川崎経済部次長 後ほどのお話の中で説明会の概要について説明をお話をさせていただきますが、今おっしゃられたように具体的に皆様方に提案しながら、皆様方がまた判断されてどうしようかってことを考えられることになります。当然、提案を提示させてもらう中では固定費といいますか、そういう使用料なんかも提示をしていかないといけないので、部内で火曜日に説明させていただいて、その中でそれも詰めさせていただいております。今おっしゃられた使用料や使用料の減免についても協議をしておるところでございます。

宮本政志委員 減免はしても免除ということは考慮せんということですね。ゼロっていうことはないということやね、当面ですよ。ずっとやなくてやっぱりやってくださいって言うんであれば、減免っていうのは減らすという意味だけでも、しばらくの間でそういったことも検討の余地があるということですか。

川崎経済部次長 検討の中には全額免除、それから一部減免っていうことも検討の中には入っておりますが、全額免除っていうのは難しいのかなというふうには思っております。

中村博行委員長 後でまたその件については。それでは、お願いしておりました会議録は手元にありませんけれども、中央青果の過去の取締役会、株主総会の記録について出てないんですが、その辺の説明をお願いします。

川崎経済部次長 前回の会議録の提出についてということで宿題を頂いております。

ます。この会議録につきましては中央青果の破産管財人であります猪俣弁護士が管理しておられます。今、議事録の閲覧と謄写をお願いしましたところ、現在この会議録は税理士が調査のため持つておるということでございますので、8月7日に借用の予定であります。8月7日に借用いたしまして謄写します。したがって、本日資料としては提示できませんので、また改めて後日御提示させていただきたいと思っております。

高松秀樹委員 税理士が調査のため持つていて税理士っていうのは誰ですか。

川崎経済部次長 どなたか、どういう調査かっていうのは分かりません。そこは確認しておりません。会議録をもらえませんかということでお話をしておりましたので、猪俣先生のほうからそういうお話を聞いただけでここからの問いはしておりません。

高松秀樹委員 ということは破産管財人の関係で調査のため持つておることですね。

中村博行委員長 8月7日以降やったら出せるという状況ということですね。

川崎経済部次長 そのとおりです。

中村博行委員長 それでは、宿題についてはこれで終わりたいと思います。次に7月28日ですが、開催されました市場関係者への説明会の概要について説明してください。

川崎経済部次長 説明会の概要について御説明させていただきます。28日に市場におきまして説明会を開催いたしました。参加者は仲卸業者、売買参加者、生産出荷者などの合計36名の関係者の方々でございます。説明会の内容につきましては中央青果の廃止からの経緯、卸売業者の公募

について、卸売市場法の改正、今後として民間運営の提案についてのお  
願い、それから市の関わりとして、施設の所有者であり管理者であり施  
設を使用される場合の申請書を確認して許可をするというような立場で  
ございますので、取引には関わりませんというような内容での御説明を  
させていただきました。具体的には先ほどちょっと申しましたけども、  
具体的なやりとりにつきまして市のサポート、市が十分に関わっていく、  
支援していきますよっていう中で、どんなサポートをしていくのかを具  
体的に示してほしいというような御質問もございました。これについて  
は、内部協議をいたしまして提示しますというような回答しております。  
中央青果の破産の説明責任を果たすべきではないかと。これはかなり皆  
さん強く思われたところでございますが、これにつきましては文書を示  
してほしいというような意見もありましたが、説明を会を開催するか文  
書をもって示すかとかいうようないろいろな手法もあろうかと思いたす  
が、何らかの対応をさせていただくということで回答いたしました。そ  
のほかには、是非存続してほしいとか、提案するってというのが先ほどの  
市場運営を民間のほうでやっていくのに対し、提案をしていきたいとい  
うようなお話もございました。全体的には中央青果が破産した説明をす  
べきではないかというような意見が非常に強かったというふうなことを  
実感した次第でございます。

森山喜久委員 4月28日の説明会を聞いた中で先般こちらの委員会でも言っ  
たんですけれど、中途半端だったんですよ、悪い言い方なんですけど。  
前回、委員会の中でも卸売業者のほうはありませんでしたというふうな  
お話で報告だったんですけれど、それがいつの間にかすり替えられて、  
市場を公設市場じゃなくしますよという言い方のほうにごっちゃに言わ  
れましたよね。卸売業者の公募がありませんでしたっていう話で、卸売  
業者の公募を諦めますっていう話で、民間のほうにという話の部分をさ  
れたんですけれど、そこは卸売業者をどうするのかっていうのと、市場  
をどうするのかっていうのが全部ごちゃ混ぜになっていたんです。今回、  
説明会でまた同じような形だったんで皆さん方も民間に任せたいって

うのも、卸売業者の応募がなかったから、単独でも複数でも新たにでもいいですよって表現されたと思うんですが、それは卸売業者として単独でもいいですよ、複数でもいいですよ、もしくは新たにやってもいい。今までやったら3年以上の経験の法人じゃないとだめっていうところを、新たに法人を作り上げてやっていくのも可なんだっていうことで、卸売業者としての認識としか捉えてないんじゃないかというふうに思うんです、先般の説明会のほうは。市の意図は卸売業者もだけれども市場としてっていうふうな話だったと、その前提で聞いておったんですけど、それが分からなかった。参加者の皆さん方と市のほうで認識の乖離があるんじゃないかというふうに私は思ったんですけど、その辺どうでしょうか。

川崎経済部次長 説明をしてよく皆様方に伝わってなかったら申し訳ないです。市といたしましては卸売業者がっていうことではなく、市場の取引として、今の市場を活用していただけませんか、そのためにどういう活用ができるかを皆様方に御提案いただけませんかというお話でございます。

森山喜久委員 そこは分かるんですけど結局ペーパーもない、説明資料もなく口頭で言われた中で言えば、皆さんからすれば、市場と卸売業者が一体と一緒にというふうな認識の方も多いと思うんですよ。もともとは中央青果が市場じゃないかと思った人とか、そういう状況の中で中央青果に代わる卸売業者だっていうのと市のほうが管理者、開設者としておるんだと区分できる方が話を聞いてどうだったのかなっていうところがあったので、そういったずれがあったんじゃないかというところは、一旦指摘をさせていただきます。この部分をどうするかというのは考えていただきたいと思います。さっきのフローチャートの分も含めて質問をさせていただきたいんですけど、私も聞いた中で言えば市場は残してほしいというところは、あくまで市が山陽小野田市の地方卸売市場としての市場を残してもらいたいと皆さん認識しているんじゃないかなというところがあるよっていう前提条件です。あとは各市場の方向性もあるし条例を

わざわざ準備してもらったのは25ページに市場の運営協議会がありますよね。これ最初にしなきゃいけないものじゃないんですか。3月19日に中央青果が業務停止しますよということならそれを受けて市としては関係者の皆さんに生産者の方々、出荷者の方々、学識経験者の方々、そして公募の方々はみんながそろっているんですから、その方々に市場の管理を含めて卸売業者がいなくなったということでこれから市場の管理をどうしようか、運営をどうしようかと、非常に困ったということを実は3月20日以降でしなきゃいけない案件じゃないかというふうに思うんですよね。それを含めて様々の協議、先ほど言われているのに行政だけの話の部分でやったら、現場の皆さん方との意見がすれ違っていたというふうなことを言われて、民間の声を丁寧にとという話を言われたんですけど、もともと皆様方は市場運営協議会を作っているじゃないですか。なぜそれが活用できなかったのかと思うんですが、その辺なぜでしょうか。

川崎経済部次長 今御指摘のありました市場運営協議会に諮らなかったかという御質問でございますが、これにつきましては何も我々が案もない中で示して意見をもらうってということがどうかなという中で、市場運営協議会についてはお手元のフローの中にもありますように皆様方から御意見をお伺いして、方針の案が決まった時点で市場運営協議会の皆様方から御意見をお伺いしたいというふうに考えております。

森山喜久委員 この前の説明会と違うんじゃないかなと思うんですよ。この前の説明会は、逆に民間の皆さん方に何か意見はありませんかと投げましたよね。悪い言い方ですけど、市が丸投げかと言われましたよね。それこそある小売業者さんが自分たちは一生懸命働いていたと、市に言われたこと市場に言われたことを守ってきたと。それなのに何で中央青果が負債が多くなって破産というふうな形になったのか。それが一切私たちに説明もない。教えてもらえてない。挙げ句の果てに今日説明会に呼ばれて言われたのが今から皆さんで考えてください。それをペーパーで出

してくださいと。どういうことなんだというスタンスのことを言われたと思うんですよ。そういう状況で運営協議会の中でも言われたらそういう状況になるから嫌なんだということもあるかもしれませんが、ただ逆にその運営協議会の中にはそういった今までそういった経験されてきた方、いろいろ情報持ってらっしゃる方が複数人にいらっしゃるの、そこはやっぱり運営協議会はするべきだったと。逆に、運営協議をしない中で、市長協議をして先ほどもあったように公設市場は廃止だと方向性を決めたということ自体が問題じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

川崎経済部次長 先ほども申しましたように、市のほうで条例を制定して市がルールを決めて、その中で卸売業者がおられて仲卸業者から売買参加者がおられて関係者がおられて市場の運営をするということが、公募によってかなりハードルが高いのかなというふうには思いました。それなら、先ほど申しましたように皆様方に自由にといいですか、市場の活動をしていただいたほうが市場の継続につながるのではなからうかなということから、市が関わるのではなくて、民間の方に御相談しながら市場の活動を継続をしていただきたいという気持ちから皆様方に投げたところでございます。繰り返しになりますけども、市場運営協議会を全然おろそかにするというか無視しておるわけではなく、先ほど申しましたように方針案が決まって運営協議会の委員さんに御意見をお伺いしたいと考えておりました。

森山喜久委員 今まで運営協議会をやったことない状況の中で川崎次長に言うのはあれなんですけれど、運営協議会、昨年度8月からやって6回開催してきたという中で、意見書も年明けに出していますよね。運営協議会として市長宛てに市場の活性化について考えた場合はどうなんだという意見書も出された中で、それを協議するということで部長は「重く受け止める」と3月の同僚議員の一般質問の中でも答弁をされているんですよね。運営協議会がある中で、また広く皆さん方の意見を聞くというふ

うなことも必要なんですけれども、逆に言えば運営協議会を開催されて定期的に開催されながら意見交換、情報交換をしておれば、そういうふうな情報は十分に周知して入ってくるわけじゃないですか。その中からまた運営協議会に参加された皆さんがこの前の説明会に来られた売買参加者とか生産出荷者とかそういった方々にもどう思うとか、こういうふうな状況だけでも意見をくれないかと広がることのできたと思うんですよね。今から言ってもしょうがないかもしれませんが。ただ説明会を7月28日に行っていますが、運営協議会自体ももう7月終わりなんですけど、8月の頭早々にも開催して改めて小野田中央青果の状況はこうで業務停止のほうに至ったという形の経過とか仲卸業者が代行している状況、そして公募したけど駄目だったということで、いい意見はないかというふうな形の分も含めて、運営協議会の方々のほうにもきちんと情報提供、報告もしてないんじゃないかと思うんですよね。実際、3月の中央青果の業務停止をした中でこの前の意見でもありましたが意見だけ吸い取ってそのまま何もしてない、その分運営協議会に照らし合わせて意見集約をして意見書まで出した。でも、その後こういうふうなことを市のほうからきちんと報告してないんじゃないかと思うんですよ。本当は報告をしてしかるべきと思うんです。それを含めて運営協議会をきちんとしていくべきというふうに思うんですが、どうでしょうか。

河口経済部長 森山委員の言われましたように運営協議会から意見書が出されてましてそれを重く受け止めている中で、市場を今後継続していかないといけないということは思っております。その中でどういうふうな形がベターなのかということで市長協議等も当然してきたわけでございます。それを受け止め、方向性として開設者ではなく民間の方にもう少し自由という言い方すると間違いかもしれませんが、少し幅広くその辺を考えていただけることができるんじゃないかという思いがありましたので、運営協議会に諮る、諮らないというのを検討する中にありましたけれども、今、もう会社もなくなった状況の中でこの中身についても管理運営に関することとかありますけども、これについてはまた後々、方向

性が決まった中で、協議をしていただこうというふうな考え方を持っておりましたが、そのときはそういうような考えではなくそういうふうに市としては、継続するためにはどうしたらいいかということを考えてきた中での方向性だったというふうに理解いただければと思います。

森山喜久委員 最初の部分に戻るんですけど説明会で参加された方々が卸売業者の任務を市から投げられたというふうに誤解しているんじゃないかと。市場を民営化して民営でやってもらいたいというふうな移行ではなく、卸売業者を募集しているんだと、皆さん方のほうで運営していてもらいたいんだということで誤認識しているというふうな状況があるんじゃないかというふうに言ったと思うんですけど、それを踏まえて改善するためにもその状況をこういうふうに考えていますよっていうところを示す分としても、運営協議会はするべきと思うんです。そこで若干情報の誤解があった部分とかそういったところがあればそれを資料を提示しながら、運営協議会で説明し、必要な状況なら皆さん方と協議しながら進めていくとかしないと、今の意見がありませんと。8月いっぱいですかね、意見をくださいと話をしていると思うんですが、その意見が出てきたときに市としては市場の運営全体をお願いしたいんだと。その他民間としてやってもらいたいんだと。そのためにも県のほうに申請して許可をもらわなきゃいけないんだってというふうな話と、改正の市場法だったら卸売業者のほうはたしか市のほうでいいですよ。卸売業者の認可で言えば。市じゃないのかと。何で県なんかというふうな話になるかもしれない。そこでみんなが準備していたのが市とのやりとりで済むってというふうな形の分と県を含めてやっていくってというふうな状況でごとかそういった情報っていう部分で、また8月まで来てそれまたやり直しかつという話になっても、二度手間三度手間になってそれこそ何をしているんだってという話になるんじゃないですか。そういったところを解消するためにも、運営協議会を含めてきちんと丁寧に説明してそれでこれからどうしたらいいのか、市としてはこうしていきたいと思うんだがどうなんだろうか、いい方向はないかということで説明会をしていくべ

きと思うんですけど。再度お伺いしますけど、どうでしょうか。

川崎経済部次長 御意見ありがとうございます。お話の中でなかなかこちらの説明したことが、皆様方に伝わってないというようなこともありましたので市場のほうでまた関係者の方にもいろいろ御意見を聞きながら、皆様方が納得できるような方向に進めていきたいと思っております。先ほど8月末に締めとして一応の締めとして御説明させていただいております。その中で宿題としてありますのは、先ほどの市のサポートを具体的に提示してくださいとか中央青果の破産の説明どうするんだというような御意見もございましたし、誤解があったらいけないんで、その辺については早目に皆様方に御提示しながら、一つは8月末をもって御意見をいただきたいと思っておりますし、これが皆様方が御検討する中の時間がないということになれば、それを9月末まで延ばすということもありますが、なるべく早く農林水産課として、先ほどの宿題を皆様方にお伝えをしていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 森山委員からは運営協議会がないがしろにされていたんじゃないかというような指摘だと思うんですよ。ですから、関係者から意見を求めるのはいいけれども、運営協議会から正式な形でそういう意見を求めたらどうかということだと思うんですけども、その辺りもう1回お答えください。

川崎経済部次長 先ほど申しました火曜日に説明会をいたしまして、水曜日、木曜日と部内で協議させていただきました。その中の協議内容といたしまして市場運営協議会の開催についてっていうところも中で話をさせていただいております。これにつきましてもできるだけ開催の方向で検討させていただきたい。時期をまたお示しするというのは難しいんですけども、委員の皆様方の御意見をお伺いしながら進んでいきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 この説明会関係について。

高松秀樹委員 7月28日に36名集まって説明会をしたっていうことですが、先ほどの説明の中で倒産に至った経緯を説明をしてくださいという意見があったということだと思っんですけど、集まってらっしゃったのはいわゆる被害者の方が集まってらっしゃいますよね。それなのにまだ開設者又はその取締役等は、この倒産についての説明を行ってなかったんですか。

河口経済部長 基本的には倒産の説明はしておりません。基本的に会社としての倒産でありますので、当然、債権者集会とかもございますので、破産管財人さんが債権者に対しては説明をされるということをお聞きしておりました。ですので、市からは特別に説明をしてないということでございます。

高松秀樹委員 それが恐らくいけんのですよ。破産管財人は破産管財人として説明をするわけですよ。市は開設者であるし、取締役も市も含めてJAもいらっやると思っんですけど、中央青果という会社で考えるとやっぱりその責任がある方がしっかり説明をまずしないと、つまりどういった経緯で倒産をしたとか、いろんなことが分からないと、さあ今から新たな民間市場どうですかって言うてもなぜ倒産したのって大事なことだと思っんですよ。今後しますって言う話ですけど、まずこれを先にしないと、最初に一般にすると思っんですよ。まず倒産に至った説明の日程をどうするのかっていうのを教えてほしいです。

川崎経済部次長 それにつきましては8月31日までに皆様方に提案をしていただくということを投げ掛けております。できるだけ期間内の早い時期に皆様方に説明していきたいと思っっています。というのは先ほどの宿題の中で中央青果の倒産した説明についてというのもありましたけども、市のサポートを具体的に提示するとかいうこともございましたので、そ

の辺も含めて皆様方に提示していきたいというふうに思っております。  
そのための説明会を開催したいというふうに思います。

中村博行委員長 8月いっぱいまでについてということね。

高松秀樹委員 会社が倒産したんですよ。社長もいまだいらっしゃるわけですよ。やっぱり早くまずすべきやったですよ。今次長が8月末までについてということですけど、まずそこを早くして、参加した皆さんのある程度信頼を持たれないとこれから先は非常に難しくなるなっているというのが意見ですが、プラスこの説明会を開催してフローチャートにリンクしてくるんですけど、8月末までに民間市場活動に意向があるかないかということがあるんですけど、民間市場活動っていうのは一体何をまず指しているんですか。

川崎経済部次長 市が開設者として今までやっておりましたが、そうではなくても今の市場の取引について、皆様方でやっていただくということから物流の取引を民間でやっていただくということでございます。そこに市が関わることはないということと考えております。

高松秀樹委員 ということはやっぱり、フローチャートの最後にある新たな民間市場を目指していくということになるということだと思いますか。

川崎経済部次長 そのとおりでございます。その形態については、卸売市場法による県の認定を民間のほうで取られるっていう手法もあるでしょうし、取られなくて活動されるということもあるでしょうから、その辺も含めまして民間の市場活動ということでございます。

高松秀樹委員 民間主導になったときに、市の関わりっていうのはどうなりますか。

川崎経済部次長 今この市場については行政財産になっておりますが、引き続き行政財産ということで管理条例を制定したいというふうに考えております。卸売市場条例になると卸売市場ということになりますから、ここは窮屈になるのかなと思いますので、市場の管理条例を制定して今後市としては関わっていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 市場管理条例というのは市場っていう箱を管理するっていう意味合いですか

川崎経済部次長 そのように考えております。

高松秀樹委員 ということは過去のようにいろんなことに市が介入することがなくなると。自由に市場をいわゆる運営できるようになるということになると思うんですが、そうすると民間市場活動の意向がある場合、次に協議ってありますが、これ1社でも2社でも協議に入るんですか。これはどこがどうやって決めるのかをまず教えてください。

川崎経済部次長 一つの提案であつたり複数の提案であつたりしますが、その内容についてはこちらで確認をさせていただきます。複数のそれぞれの立場で別々の提案をされた場合にはまず市場が一つしかありませんので、その一つの市場を上手く皆さん方で一緒になってやってもらえませんかということで、皆様方にまた再度お願いをしてまいりたいと思います。再提案を求めたいというふうに思っております。もしそれがそれぞれが一緒にできないよと、もう全部を使わせてくれというところが複数例えがあった場合に、もうその市場にはまりませんので、そのときについてはその提案に基づいて、何らかの形でっていうのがまだこの選定方法については方針を決めてないんですが、いろいろ農林水産課だけではなく何かその辺を審査できるような意見を求められるようなところに意見を聞きながら、そのことを参考にして決定をしていきたいというふうに考えております。

高松秀樹委員 つまり、これはいわゆる民間市場の卸売業者を決めていくという形になるんですか。民間市場活動というのは。

川崎経済部次長 これは卸売業者ということではなく、法の改正にあったように売買参加者であったり仲卸であったり卸売業者だったり、そういう物流の形態がだんだんなくなったりもしておるという背景の中で法改正もあったというふうに理解しておりますので、それからすると、卸売業者を決めるっていうんじゃなくてこの市場を物流の拠点として、皆様方が取引をしてもらうための提案でございます。その中には先ほど申しましたように、その方が開設者として卸売市場法の県の認定をとって活動されるという提案もあるでしょうし、そうではないこういう物流のやり方、取引のやり方をするよということでの提案もあるでしょうから市場の活動については、様々な形態があろうかと思っております。

高松秀樹委員 形態も決定をしてないということになりますよね。ということは私は新たな民間市場っていうのは、今まで行政が開設者になってきっちりやっていたのを市場みたいなニュアンスの場所にも想定できるということになるんでしょうか。

川崎経済部次長 そういう形態も一つかと思えます。市といたしましては今までおられます関係者の方々に関わっていただきたいという強い気持ちを持っております。ただ、それを条件とするということは今考えておりませんが、あくまでも市場活動される提案の中では、そういうことも踏まえて提案していただきたいなということは思っております。

高松秀樹委員 こういう商品のやりとり、どういう形態でやるにしても、例えば民間同士で商取引があるのは構わんというか、そういうのもきっとあるかなと思うんですけど、学校給食食材を取り扱いますよね。そういう中で今おっしゃったような状況で、本当にきちんとした取引ができるのか。なぜかっていうと今入札でやっていますよね。そこの公平性とか本

当に担保できるのかっていうところが心配なんですけど、そこはどのようにお考えですか。

川崎経済部次長 学校給食についてこちらのほうからどうこうということは申し上げられないんですが、学校給食につきましても安心安全なものを提供していくという農林水産課としての立場の中で御協力をしていきたいというふうに思っております。市場といたしましてはいろいろな形態がありますので、学校給食を取り扱うことがもしかすると少なくなるのかも分かりませんが、市場活動が廃止するという事態はあってはいけないのかなというふうに思っております。市場活動は大切なものとして、継続していきたいという気持ちがありますので、より理想が高いというかハードルが高いもので、皆様方が今まで関わっておられることがもっともっと発展していけばいいのかなと思っておりますが、市場をこのまま廃止するということがないようにというふうなことは願っておりますし、市としても協力していきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 民間に開設者をと言われました。開設者ってのは必ず1社なんですか、それとも複数社が考えられるんですか。

川崎経済部次長 それは提案があってからなんですけど、例えば先ほど申しましたように開設者というのが認定をされてからの開設者であれば市場であれば一つになります。ただ、複数の方がそれぞれ場所にはまればそれも一つの形態かなと思っておりますが、それはどうなるか想像ができないんですけども今のところ、法に基づくものであったら1社っていうか一つの経営体かなというふうには思っております。

高松秀樹委員 何かよく分からないんですよ。開設者は1社と。民間市場活動意向ありっていうのが例えば2社出てきましたというたときに、開設者は1社ですけど、そうやって市場活動をやっているとか2社あったら、複数社がこういうことができるというのが可能だというふうに理解して

いるんですか。

川崎経済部次長 市が所有者、それから管理者になりますので、申請があつてからの許可になります。だから、その申請の内容を確認した中でどこまでの許可ができるかという判断になろうかと思えます。複数の方がそれぞれ一つしかないスペースに対して許可申請が上がっても許可できないということになりますので、その辺については申請の内容を確認させていただいてということになろうかと思えます。

高松秀樹委員 そこで心配なのが申請の内容を確認させていただいてってところが全く中身がないんでしょう。そこは我々委員会もしっかり教えてもらいたいところなんです。非常に心配ですよ。円満に倒産したわけじゃない会社に行政が開設者としておつたと。代取が最後は行政マンだったということを見るといろんなところで不具合が出るとまずいと。ここは物流の拠点ですよ。物流は考えているほど簡単ではないと思うんですよ。さあ皆さん来てどうぞって話にならないと思うんで、そこは制度設計をしっかりしとかなないと余りこれも時間がないので、それは委員会側にもしっかりと提示をしていただきたいなと思えますけどいかがですか。

多田農林水産課参与 委員御指摘のとおりだと思います。また市場活動について議会のほうからは関係されておられる方々の保護という面からも申入れもございました。その点から考えて決定ではありませんけれども、制度設計の基本としておるもの自体は地場産の青果についての物流の確保、それから今現在、市場で携わられておられます生産出荷者また売買参加者、それから仲卸業者さんの方々の活動が維持できること、それらが基本的な要因になろうかと思っております。この辺の筋だけは変えずに民間市場としてできれば、県から認定を取っていただいて開設者であり卸売業者であるという体制を作っていただくことが、基本的な行政が今望んでおる形ではあります。しかし、認定を取るには最低限法人であるこ

とということは条件になっております。軽減等々につきましては県の中の審査によってOKが出れば認定が取れると。それが取れないとなれば先ほど申し上げたような総称ですけども、生鮮市場とかああいう形でいくのか、それとも現在、物流として生産出荷者のものについては競り行為を行っておりますし、仲卸業者さんが直荷引きという形で物流を担って来ていただいております。また、学校給食に関しましても全ての成果が今の現在の市場の物流によって確保されているとは考えてはおりませんし、事実そうではありません。そういう中でそれを確固たるものにするために、民間の事業活動の確定をしていきたいというのが、現在の執行部が考えております基本筋でございます。

中村博行委員長 要は執行部としては市場活動そのものを止めたくないということが前提にあって、ただ皆さんの意向、意見等を聞いた中で円滑に進めればというような考えだと思うんですが、その中に具体性というか意見がいろいろ出てこないとどうにもはっきりしない部分が多々あるということの中で高松委員が先ほどから指摘されておりますのは、そういった不確定要素を含んだ中にも、きちんとした制度設計あるいは想定されるような形態というものについて明確な方向性というものをしっかり持っていただかなければいけないのではないかとということだと思うんですけど、その辺はしっかりとした考えの下にやってほしいというふうには思います。

高松秀樹委員 基本的には分からないことが今の時点で多いので、方向性が定まった後に報告されても困るんで、ある程度定まりつつあるときに報告していただけないかなって思います。今後市場がどのように運営されるのかというのは興味があるところで、今の話では市場の箱の管理以外は市が関わることはないような話で、そういったところも含めて市が関わったらええかっていうと過去を見ても一つもいいことがなかったんで、いろんな心配事がありますので、制度設計がある程度できたところで1回委員会のほうに報告を是非していただきたいと思います。

河口経済部長 方向性、制度設計が見えたところで、委員会のほうにも報告をさせていただきます。

森山喜久委員 民間市場の意向がある場合の協議、さっきのフローチャートの中で「民間市場活動あり」という団体とか個人が出てきた場合、協議をするというのはあるんですけど、例えばそういうところにも先ほど言った市場運営協議会とか、そういった形分で意見を聞きながらってところのやり方もあると思うんで、そちらのほうは十二分に市場運営協議会のほうも参加していただいて、よりよい市場活動になるような方法を求めていっていただきたいというふうに思います。あと1点になります。説明会、倒産に係る説明会の部分で3月19日に小野田中央青果の仲買人組合の方のほうから説明会の開催要求を市長と中央青果の社長宛てに文書を出していらっしゃいますよね。先ほど部長の答弁にあったように結局、説明会をしていないというふうな話もある中で、買受人組合のほうから、正式に説明会開催の要求が来ているにもかかわらずされていないというのはすごい問題があると思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

河口経済部長 この説明会の中でその話がございました。実際その文書を頂いてないんじゃないか。受付をしてないんですよ。私に渡したとかって言われたこともあったんですけども、見せてもらいましたけど、長い文章ではないんですけども、文書をもらった記憶がないって言いますか。受付をしてないんですよ。もちろん資料の中にはない状況でございますので、その辺は記憶にないことで大変申し訳ないんですけども、それを受けておった中でその返事もしないといけなかったんじゃないかと思うんですよ。もし受けておれば。その辺の返答もしてないということはクエスチョンだなどと思っています。今は先ほど言いましたような形で対応していきたいと思っております。

森山喜久委員 実際部長が聞き取って部長が受付印をして部長が進めることは

まずないんで、そこはまた課長なりその下の方にとまっているんかもしれないですけども、どちらも説明会開催要求書の文書がない。片方は出した、片方はどうなんだろうというふうな話になって出した出さんっていう話になっても仕方がないんですけど、ただいかんせん今言いたい部分は説明会、先ほど8月の末までにと表現があったんですけど、やっぱり倒産の経緯は皆さん方は何でこの場じゃないんだっていうふうな話もあったようにそこをきちんと知りたいというものがあるので、そういったところを口頭じゃなく資料を示しながらその経過を示すようお願いしたいと思います。

中村博行委員長 丁寧の説明を是非お願いしておきます。この件はよろしいですか。またこれは続くという形になると思いますけど、時間が過ぎていきますけれども。次に、債権者集会が行われたと思うんですけど、概要について聞くところによると市の関係者は出席をされてないというふうに聞いておりますが、その概要について分かる範囲で簡単にでもいいですから御説明ください。

川崎経済部次長 それでは債権者集会について御説明させていただきます。7月14日山口地方裁判所宇部支局において、小野田中央青果の破産に伴う第1回債権者集会がありました。市は大田顧問弁護士が代理出席をして債権者集会の報告がありました。内容は破産管財人からの財産状況等についての報告、出席債権者からの質問意見等についてでございます。次回の債権者集会は、令和2年10月13日開催予定でございます。

中村博行委員長 詳しい内容っていうのは聞かれていますか。

河口経済部長 一応お話は代理人から報告を受けておりますので、債権者の中の状況でございましてまたその辺をどういうふうな提出の仕方ができるか、弁護士さんのほうとも協議しないといけない部分もありますので、それで対応させていただければというふうに思っております。

中村博行委員長 議事録の件もございますし、次回にその内容について話せる範囲の中で説明していただきたいというふうに考えております。債権者集会について何か求められるものであれば。また詳しい内容があれば次回のときにとは思います。

高松秀樹委員 もちろん私も出席してないんですが、出席者から、前社長の関係者から補助金について不穏当な発言があったというふうに聞いております。私が確認しておりませんのでその辺の確認ができれば、どういう発言があったかっていうことをお示ししていただきたい。

中村博行委員長 次回までにその内容等々執行部から発言できる範囲のことになろうかと思えます。

川崎経済部次長 1件御報告をさせていただきます。市場内にあります丸珠物産というところが所有しております2階建ての建物でございます。これについて6月15日に市に寄附の申出がありました。それで6月22日に寄附を受けました。今、所有権のほうは移転いたしまして市の所有となっております。これにつきましては前回の7月2日の委員会のときに御報告をすればよかったんですが、御報告が漏れておりました。この場をかりておわび申し上げます。済みませんでした。

中村博行委員長 今後そういう失念のないようにお願いします。それでは一旦執行部の皆さんは御退席をお願いします。それでは、メール等では御案内をしていたと思うんですけども、この山陽小野田市地方卸売市場について深井篤氏を参考人として出席を求め意見を求めたいというふうに考えております。時間からするとこの後10分程度の休憩を挟んで11時25分ぐらいからですね。深井さんを参考人ということで質疑を求めたいと思います。よろしゅうございませうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議がありませんので、そのように決定をいたします。それではここで10分間の休憩を挟んで11時25分から再開をいたしますので、暫時

休憩いたします。

---

午前 11 時 15 分 休憩

---

---

午前 11 時 25 分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。本日深井篤氏を参考人として呼びしております。深井さんにおかれましてはお忙しい中出席いただきましてありがとうございます。なお、委員会では参考人からの質問ができませんので御了承ください。それでは、早速委員の皆様のお手元にあるかと思えますけれども、補完資料の中で先日総務委員会が深井さんの公務員法違反ということについて審査をされました7月9日に私と藤岡副委員長が出席をしまして一部確認をしたんですが、お手元の資料の中で1枚めくってもらって深井篤氏、株式会社小野田中央青果社長取材内容まとめというところの最初、社長就任については総務の所管でありますのでそこでやられました。次の税理士の証言について出席をして確認を私のほうからさせていただきます。要するに質問が幾つかありますが、内容は税理士の証言について深井社長のほうからそれを制約といいますか、止めたものがないと。話してもらっていいというふうな答弁がございました。今日はその次のページをめくってもらって刑事告発について、差入保証金についてこの辺りの確認をしていきたいというふうに思っております。その後に皆さんのほうから全般にわたって質疑を求めたいと思います。それでは一気に行きましょうか。まず刑事告発について、「仲買人の産地偽装の刑事告発が不起訴になったが、推定無罪からいけば間違った告発であったっていうことで謝罪をすべき、前社長から引き継いだときに証拠として出された書類について内容を確認したか。例えば、証拠書類にある商店さんの来場はあり得ない時間帯であると本人の証言があるが、市役所から歩いて数分のところだけ確認したのか」という質問について。「そういった確認作業をしていません」これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、

「人の人生に関わってくることでその家族も路頭に迷うことになるかもしれない重要な意味を持つことなのになぜ確認作業を行わなかったのか。Aさんという人物が虚偽の証言をされるような方ではないことは深井さんも御存じのはずです。なぜ確認をしなかったのか」これに対して深井さんの回答ですが、「このことは弁護士に任せていた。それよりも会社の立て直しに注力していくことだけを考えていた」という回答をされていますが、これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、「産地偽装が起訴になった場合は、会社の存続にも関わる重大事項なのに、なぜ取締役会にも諮らなかったのか。括弧して河口部長証言もあったが」という質問に対して深井さんの回答が取締役に諮る前の段階で弁護士に任せようという流れであったため」という回答です。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）次に、「弁護士はある人の言葉を信用して、告発を行っているのだから弁護士が告発を継承しようとするのは当然なのになぜ疑義を持たなかったのか」との質問に対して深井さんの回答が、「何度も繰り返しになるが弁護士に任せていたから」というふうにお答えになっています。（「はい」と呼ぶ者あり）「深井さんが社長就任時点で、なぜ疑わしきは罰せずのスタンスで市場に戻さなかったのか、リスクマネジメントとして大事なことだったのではないか」という質問に対し、「私は取締役ではなく代表取締役として中央青果が訴えたものを私がそれを覆すことになるかもしれないということで、できなかった」というお答えでございます。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは差入保証金についての件です。まず質問が「深井さんが社長就任時点で差入保証金ではないという証言が出ており疑義があったのになぜ表に出せなかったのか。言わなかったために深井さんはAさんと同じ立場になった。調査しなくちゃいけなかった。島根に行って調査をすれば状況証拠だけででもこれは投資だったんだということは確認できたはず。なぜ同じスタンスで表に出したら問題になるからと黙ったのか疑問である」という質問に対し、深井さんの回答が「表に出したら問題になるからというのとニュアンスが違う。自分の中で調べることで自分がどうなのかと思った」という回答です。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて「隠

蔽ってことになりますよ。決算までにその事実を表に出せば出資者としての行政にも深井さんにも責任はなかったのになぜ」という質問に対し深井さんの回答です。「決算の前に取締役会議で決算承認後に調査してやり直すことになっていた」という回答されています。次に、「決算前にやるべきだったのになぜ決算後なのか」という質問に対し、「とりあえず決算を終えてから調べていこうとなった」という回答をされています。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、「しかし決算後になっても進まないために、農協の取締役が早く調査をするように何度も市役所に行っていることを農協が証言しているが、なぜしないのか。議会も市民団体も取締役の農協も1,500万円の差入保証金の調査を求めていたのになぜしなかった」という問いに対し、深井さんの回答は「これ以上何ができるんだろうか」というふうにご答えられています。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）次に、「現地調査や帳簿通帳などの確認をすればよかったのではないか。そして、島根の会社が何をどれだけ出荷したかなどを調べるべきではなかったか。そうすることでこれは事実だということが分かったのではないか。そうすれば株主総会前に修正を行う手続きがとれたはずだ」という質問に対しまして、「御存じのように社長からこれは投資というお話があり、中央青果の勘定科目を投資してくれと。しかしB税理士からそれはできないと言われ」という回答されていますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、「できないわけがない」という質問ですが、これに対して深井さんの回答は会計継続の原則上それはできないと言われた」とご答えられています。次に、「虚偽申告ということで、Aさんを告発すればよかつただけの話ではないか。ここまできたらあなたが告発される話になります。結局Aさんがそういうことを言われるので、穏便に済まそうとしたということか」という質問に対して、深井さんの回答です。「現地に行けば確かにビニールハウスが建っていると思います。でもそれを認めてしまったらそれを見たらこれはもう差入保証金ではない。確かに投資だと認めなくてはならなくなるのではなかろうかと、そういう不安もあって現地には行っていない」というふうにお答えになっています。よろしいですね。（「は

い」と呼ぶ者あり)最後に、「結局認めることになってしまうと大変なことになってしまうと思ったし、そうなることが怖かったから行かなかったってことですか」という質問に対し、回答が「そうです、正直なところです。それが」と締めくくられております。これでよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)以上聞き取りをされた陳情者から出された補完資料の内容について、確認をしました。まずはこの中から質疑のある方お願いをします。まず、一つずつ行きましょう。刑事告発についてという部分について。

森山喜久委員 刑事告発の関係なんですけど、聞き取りがあるように、私のほうもなぜ継続したのかというのは非常に疑問に思っているところです。取締役会に諮るなりして刑事告発について取り下げるというふうな方策もあったのではないかというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

深井参考人 私が社長に就任してから何日かたってからなんですけれども、弁護士さんともお話をいたしました。その弁護士さんのほうから社長として就任されたんで、今起こっている訴訟については引き継ぐこととなりますよという話がありまして当然そうでしょうねっていうことで、ただその後で刑事告発だけではなくてもう一つの訴訟のほうもそうなんですけど、私が引き継いだときにはもう訴訟が始まっていて継続中でのということで、あなたは厳密に言えば当事者ではないんでこれからのことについては自分とその当事者の前社長でそちらのほうでやるんで対応については、私のほうからお願いすることに対して動いてほしいということがあった。そういうことで弁護士さんとのお話の中でこれは引き継いでいくものだというふうに認識をしたところです。

森山喜久委員 ちなみに代取になる前に取締役だったじゃないですか。取締役のときに刑事告発するよというふうな形の分が取締役会とかそういった会議の中で事前に出てきたということはありますか。

深井参考人 取締役会の中で刑事告発というのは確か出てきてないと思います。

中村博行委員長 その刑事告発、産地偽装がされた後に、若しくはするよというふうなときに初めて知ったと。事前には知らなかったということでもよろしいでしょうかね。

深井参考人 事前には知りませんでした。先ほど言葉足らずのところがあったんですけれども、私が前社長から引き継いで弁護士と契約を引き継ぎますよという契約を結んだんですけれども、その中にも刑事訴訟というのは言葉はなかったと思います。はっきりと確認しておりませんが、私の記憶の中では刑事訴訟という言葉はなかったように記憶しています。

森山喜久委員 逆に前社長と引き継ぎがそこは文書でやられたんですか、口頭とかでされたような状況なんですか。業務の引き継ぎとか。

深井参考人 会社の運営に関することについては文書で引き継ぎをいたしました。

森山喜久委員 ちなみにこの刑事告発の関係については口頭ですか。

深井参考人 口頭ですが引継書の中にはありませんでした。

岡山明委員 深井さんの話がありましたように最後の答えの部分で言葉のあやなんですけど、中央青果が訴えたものを私がそれを覆すことになるかもしれないという表現もされているんですけど、産地偽装に自分に関わっていないと。そういう話で自分がそれを覆すということを表現が出ているんですよ。自分の発言が裁判に影響が出てくるんじゃないかという、その辺の表現が受けられるんですけど偽装の件との関わりは自分が社長になってからないとそういう形でよろしいですか。

深井参考人 主張はこれに誤りがあれば相手方のほうがそれに対して反論してくることになります。相手方の主張に対してもこちらのほうもそれが間違いであれば、その間違った部分については判断していくということになるんですけれども、そういうことで反論する部分については事実ではないという可能性が非常に高い。でも反論していないところについては事実であるということになりますので、それが私の関与がどの程度影響するのかというのは非常に私の中では不安の部分でもありました。私が仮にこちらの弁護士さんをつかんでいる事実とは違うことをつかんだといたしましょう。そのときに当然その弁護士さんのほうにも報告はいたしますけれども、そのときにその弁護士さんの業務に対してどのような影響を与えるのか。それは私の中で非常に不安でございましたので、私としては何も行動はとっていないというところでございます。

高松秀樹委員 これは不起訴になったっていうことですが、不起訴になったっていうことが代取に言われたのはいつですか。

深井参考人 不起訴になったというのを文書で見たわけではありません。中央青果にはこれが不起訴になったという通知文は一切来ておりません。ある人を通じて不起訴になったみたいですよという話を聞いたところでございます。

高松秀樹委員 この弁護士費用は中央青果から出ているということですよ。

深井参考人 中央青果からは手付金として払ったものはありますけれども、昨年の4月ぐらいにお支払をしておりますが、それ以降一切払っておりません。

高松秀樹委員 手付金で全て費用関係が終わったということですか。それともどなたかが払ったということですか。

深井参考人 弁護士のほうから何の請求もありませんので、それで終わったんだろうと私は解釈をしておりました。

森山喜久委員 ちなみに産地偽装の刑事告発の全容は深井さんは全部把握しておったということでしょうか。

深井参考人 全容と言われるとなかなか言いにくいところもありますが、概要ぐらいは把握をしておりました。

宮本政志委員 この文章の中で弁護士に任せていたとか任せようとか任せていただいてとか弁護士が多く出てきますよね。基本的には弁護士の指示が圧倒的に多かったんですか。それともよくこういう場合は弁護士に任せています、任せていますっていうふうなケースも多いんですか。

深井参考人 民事訴訟については、弁護士さんのほうからも資料をもらえませんかとかそういった話はございました。基本的には先ほど申しましたように、弁護士の主張に対して間違いがあれば相手の弁護士さんがそれに対して反論するという流れがありますので、こちらのほうとしては何もしておりません。ただそれも民事訴訟のほうでやっております、刑事訴訟については私は何も動いておりませんし、弁護士さんのほうからも何の指示もございませんでした。

宮本政志委員 例えば会社の立て直しに注力していくことだけを考えていたっていうのは弁護士のほうからそれを考えなさいと、あとはこちらに任しておきなさいとか言うんじゃないかと、あくまで御本人の判断の上で任せていましたってことですね。別に弁護士から指示があったということはないんですね。

深井参考人 刑事訴訟につきましては弁護士のほうからも何の話もございませ

ん。民事訴訟については何回か話をしたことがあります。ただここにありますように、会社の立て直しに注力していくことだけを考えていたというところにつきましては、その民事訴訟について弁護士さんと話をする中で今後の訴訟については、前社長と私のほうで対応していきますから深井さんについては、私のほうからお願いすることだけ対応してくださいという話がありましたので、これも勝手な解釈かもしれませんが、自分としては会社の建て直しのほうに力をつぎ込むことが可能だというふうな受け止めております。

中村博行委員長 次に差入保証金について。

森山喜久委員 差入保証金について相手方に対する確認でどちらかというところから動きたくないような雰囲気ニュアンスなんですけど、実際これは深井さんの意思で基本現地にも行かなかった。そういうふうな調査をしたくなかったというところよろしいでしょうか。

深井参考人 これは私個人の意見ではありませんで、取締役会の中で共通認識というふうな受け止めていただければと思います。

森山喜久委員 差入保証金の関係については取締役会で確認して、触れまいという状況になったという理解でよろしいんですか。

深井参考人 取締役会の中ではこの差入保証金についてその原資が何なのかとかなぜ取締役会に諮らなかったのかとか、その辺を問題視しておりまして、現地に行くことっていうのはそれほど大きな問題としては捉えていなかったというふうに私は解釈をしています。と申しますのもこれは私個人の意見になるかもしれませんが、相手の社長さんは御存じのとおり、設備投資というふうに言っているんですけど、これが本当に設備投資であれば中央青果の取扱量の増というところで、ある程度の理解はできるはずだというふうに思っております。ですので現地の確認については、

先ほど申しましたように原資が何なのか、なぜ取締役会に諮らなかったのか、その辺を大きな問題として捉えておりました。

森山喜久委員 結局原資は何だったのか分かりますか。

深井参考人 このお金については1,000万円と500万円と2回に分けて支払がされております。最初の1,000万円については藤永さんはこれは融資を受けたというふうにおっしゃっておられました。これにつきましては銀行から毎月届きます当座勘定照合表、この中に当座預金の入りと出が毎月細かく記されておりますけれども、その中でも確認できますし元帳の中でも確認ができました。1,000万円につきましては藤永さんが個人で恐らく融資を受けたんだろうと思いますが、藤永さん個人のお金がそれに充てられていたというふうに思っております。2回目の500万円につきましては、これは藤永さん個人のお金が入ったということが読み取れるものが何もありませんので、これについては藤永さんは融資というふうに言われましたけれども、融資以外のところが原資になっているのではなかろうかなというふうに思います。

中村博行委員長 現地に行かれなかったってということについて弁護士の話が全然書いてないんですけど、弁護士からの指示というのもあったんですか。

深井参考人 現地に行かなかったというのは弁護士からの指示はなかったと思っています。私の記憶も定かではないところもありますので、言われたかもしれませんが、私の記憶の中ではないです。

恒松恵子委員 設備投資とか投資であれば手数料や配当金がもし入ったとしていたら、入金に関しての認識はありましたか。

深井参考人 設備投資に対する配当ということですか。

恒松恵子委員 差入保証金がもし投資であるなら、例えば手数料とか配当金があつてしかるべきだと思うんですが、その入金については記録があつたり、深井社長の認識はあつたんですか。

深井参考人 これについては中央青果の経理上、差入保証金のままでございますので設備投資としての配当とかそういったものはございません。

高松秀樹委員 1,500万円出すことによって、向こうの生産会社を経由をして手数料の9%がこっちに入っているんですよ。今、恒松委員の言われる部分のいわゆる手数料というのは実際入っておつたということですよ。これ事実ですよ。参考人招致したときもそういう話をされましたので。違いますか。

深井参考人 相手方の社長は私の話の中でもそういう話をされました。これまでいろいろ中央青果のほうにお金を払っているからというお話をされました。私もそれが具体的に何のお金なのかっていうのは、例えば売掛金であるとか、そういったものであろうとそのベースもそれに関係する手数料、そういったものであろうという認識しかありませんでした。ですので先ほど申されましたように投資に係る配当とかそういった認識は持ってはおりませんでした。

高松秀樹委員 それは単純に深井さんの認識不足なんです。ずっとこれを見てみると深井さんは1,500万円の差入保証金は社長として投資であつたろうというふうな結論で読み取れるんですがそれは間違いはないですか。

深井参考人 前社長と相手方と両方からお話お聞きしましたところ、相手方のおっしゃることが本当だろうというふうに考えております。

高松秀樹委員 本当だろうっていうのはこれは中央青果は差入保証金の勘定科目で明記してあるが、現実的には中央青果から民間会社への投資であつ

たはずだということでもいいということですね。

深井参考人 中央青果の経理の上では差入保証金ということですと置いておきますけれども、恐らく実際のところは差入保証金というところではなくて設備投資とかそういったところで上げるべきだったのではなかろうかなという気はしてはおります。

高松秀樹委員 倒産する前に深井社長がそこをしっかりとけばよかったかなと思っています。これ差入保証金の1,500万円と投資のっていうのは同じ1,500万円でも全然違うと思うんですよね。ここにもありますように、いわゆる虚偽申告じゃないかっていう税法上の問題が間違いなく出てきます。今の深井社長の発言からすると中央青果はこれ投資だという話になります、差入保証金でなくなると。相手方も差入保証金は返還する義務がありますけど、投資になるとそういうのが生じないということで、金額の多寡にもかかわらず非常に税法上問題があるという認識で僕はおるんですが、今現在とか深井社長はこの件についてどのようにお考えですか。

深井参考人 これにつきましては今の破産管財人さんが調査をしていらっしゃると思います。私も先ほど差入保証金ではないんじゃないかという考えも申し上げましたけれども決算上、差入保証金ということで上がっておりますので中央青果としては差入保証金で行くしかないというふうに思っております。

高松秀樹委員 そこが違うんですよ。行くしかないんじゃないかとやっぱり社長は社長ですから、ここでやっぱりちゃんと見直すべきだったんですよ。破産管財人がついてそこははっきり出てくるんですけど、これ相手方もおることですよ。中央青果は市が50%出資する会社なので、そこはちょっと厳密に本当は考えられて処理をされるのが一番だったと思います。このことを言ってもしょうがないんですけども、差入保証金につい

ては議会からも差入保証金じゃないんじゃないかってきんざん言いましたけど、委員会又は本会議場では頑として差入保証金だと突っぱねたんですよ。状況を見ると我々もこれ違うよねっていう状況だったですよ。もしかしたらそのとき深井社長も社長としてこれもしかしたら違うのかもしれないという思いがあるにもかかわらず、やっぱり行政とすれば、差入保証金で突っぱねるしかないというふうなことが今の文章から読み取れるということだと思うんですけど、全体像はそんな感じでいいんですか。

深井参考人 済みません、私の認識が間違っていたかもしれませんが、先ほど差入保証金で行くしかないというふうに申しあげましたけれども、最終的には破産管財人さんの調査の結果を待って破産管財人さんがどのように判断されるのかそれを待つしかないだろうというふうには思います。

宮本政志委員 今の関連で下から二つ目の今の答えの中にビニールハウスが建っている、それを見たら差入保証金ではなくなって投資だと認めなくてはならなくなってしまうと、こう書いていますよね。ということはビニールハウスが建っているからそれを見たら、これはもう投資ですよということですか。詳細をお聞きします。何でビニールハウスが建っているのを見たら投資だと認めるようになるっていうふうになるんですか。

深井参考人 現地でビニールハウスが建っているということを確認するだけではなくて農業法人さんにいろいろ資料を確認させていただくことにもなると思います。そういった全体の中で投資だと認めざるを得なくなるんではなかろうかなと。ビニールハウスが建っているのを見たからだけではございません。

宮本政志委員 てことは、差入保証金を使ってここをこうとかっていうんじゃないで、全体を見たときに投資だになっていうことはもう分かるよということですね。現状を見れば。

深井参考人 分かるよというよりも分かるんでははなかりかなという想像です。

岡山明委員 破産管財人の決定が全てではないかと私はそう思っております。今言われた投資か差入保証金かどっちかという判断も社長が言われるのは、投資として認められると。そういう表現をされた。差入保証金ではなくて、投資として認められるという発言されたから、社長は投資という考え方で、社長としてちょっとおかしいと私は認識しています。その辺は社長はあくまでも考えとしては根底に投資だと認識していると解釈していいですか。もし破産管財人から反対のことが出ると社長どうなんだと問われるというふうに思うんですが。

深井参考人 農業法人の現地も行っておりませんし。この投資という話は差入保証金として支出した相手側から話があって、それでそういう差入保証金ではなくて、設備投資という話が出てきたわけです。私としても現地に行っておりませんし、どちらがこれはもう間違いなく差入保証金ではなくて設備投資だというふうな自分の中での決定というのはしておりません。あくまでも破産管財人さんの調査に基づいたその結果でないと、私それは分からないというところでございます。

岡山明委員 最後の聞き取りの内容で虚偽申告は元帳から全部が崩れるということになりますよね。あくまでも差入保証金という名目で、そういう台帳を全部作られておる状況で、最後に社長のほうからやっぱり設備投資という発言をすると今までのことが崩れてしまうという、危機感を私は持ったんですけど、その辺はこういう破産した状況であればしょうがないと、あくまでも投資なんだという形で了解と言う形でいいですね。

深井参考人 先ほど申しましたように私は投資だということで承認をしたわけではございません。あくまでもその疑いがあるという程度でございます。

宮本政志委員 投資と認めるんじゃないかとそういう不安もあってとなつていきますんで、ということは投資になったらまずいよっていうことですよ。だからそのことが不安っていう、そういうことでしょう。この文面から見ると。投資になったらまずかったということですよ。

深井参考人 投資ということになれば勘定科目を変更しなければならないということになるかと思えます。この前のQアンドAもありますように、税理士さんからその勘定科目を変えることは会計継続の原則からしてできないというふうに言われておりますので、その上で私が投資と認めて勘定項目の変更ということをしなければならなくなったときにどう対応していいのかというのが分からない。それが非常に不安なところであります。

高松秀樹委員 税理士の話をしてしまいましたが、会計継続の原則上うんぬんって修正すればいいだけの話じゃないですか。つまり、これが事実だったら要は虚偽申告を奨励しているって取れるんですよ。嘘ですか、でも会計継続の原則があるからもう嘘は嘘で行くしかないんですよってしか取れないんですよ。そうでなくて社長として違っていますよと。修正していかないとしようがない。どこから修正していきますかと問い合わせましたが、平成何年から修正していくっていう形にならざるを得んのですよ。それと社長は僕が質問したときは投資ですと言いましたが、岡山委員の質問のときは、必ずしもそうじゃないという発言されましたけど、この文章を見る限り、そして深井社長は例えば認めざるを得ないっていう言葉を使うんですよ。投資ですよと。でも、ずっと差入保証金の話で来ていますと。それを投資に移動させるっていうのは、中央青果の決算書上非常に問題があるということが1点。もう一つ、議会との関係で答弁の関係で非常に問題があるこの2点で、認めてしまうと恐らく困ると。でも、現実はどうかって言ったら認めざるを得ないという答弁だったと思うんですよ。これは深井社長に何ぼこれ言っても単純に深井社長の気持ちだけを聞いているだけで破産管財人が今からやられますから、それはそ

れでいいと思います。やっぱり社長はいまだに社長で、少しその辺をきちっとやってきていないツケが回っているという状況で、今日、休暇届を出されて来たと思うんですけど、深井さんもわざわざ来られるっていうことなんで、うやむやな答弁じゃなくてしっかりした答弁をしてほしいというふうに思っています。

中村博行委員長 今、高松委員からの指摘がありましたように、社長の言葉は非常に重いという認識を改めて持っていて、答弁はしっかりとした考えの下でお願いをしたいと思います。今日は陳情書の部分で総務が担当しておりますけれども、産建に関わる部分ということで陳情者から補完資料が出ましたので、その産建の部分だけの確認をするということの主眼に置いてやりました。またこの件については総務からもアプローチがあらうかというふうに思っておりますので、その際には御足労でしょうけれども、また再度深井さんの出席をお願いすることもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは一応すべきところは終わりましたけれども、今後する案件が多々ありますので委員会を開催してやっていくようにならうと思ひます。それでは本日、深井さんには出席いただきました。ありがとうございます。本日いただきました御意見等々については今後の委員会の審査に十分に活用をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございます。それでは、委員会は先ほどに続いて議事録等のこともありますし、説明会の状況、どういう方向性で市場を運営していくのかある程度固まった時点でまた委員会を開催したいと思ひます。また、深井さんの公務員法違反、この辺についての陳情についても総務が担当しておりますけれども、本日のような産建に関わる部分があるかというふうに考えておりますので、本日はこれで産業建設常任委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

---

午後 0 時 1 2 分 散会

---

令和2年7月31日

産業建設常任委員長 中 村 博 行